様式２２

建設関連等業務委託請書

１ 　委託業務番号　　　　登委第　　　　　　　号

２ 　委託業務の名称

３　 委託業務の場所　　　　登米市　　　　　　　　　　　　　　地内

４ 　履行期間 令和 年 月 日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年 月 日まで

５ 　業務委託料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　）

６　 契約保証金　　　　　　　　　　　　　　　免　　　　除

７　 成果物の納入場所

上記の委託業務について，次の条項によりお請けします。

年　　　月　　　日

登米市長　　　　　　　　　　　　　殿

請負者　住所

氏名 印

１ 　この契約において登米市を甲とし，請負者を乙とする。

２ 　乙は，設計図書（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）に基づき、頭書の業務委託料で頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了し、完了後は成果物を甲に引き渡し，甲は，その業務委託料を支払うものとする。

３ 　乙は，甲の承諾を得ないで，業務の全部又は一部を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。また同様に，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。

４ 　乙は，業務を完了したときは，その旨を甲に通知し，甲は，通知を受けた日から１０日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

５　 甲は，完了検査により業務の完了を確認し，乙から成果物の引渡しがあったときは，直ちに当該成果物の引渡しを受けるものとする。

６　 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては，乙はその理由を明示した書面により，甲に履行期間の延長変更を請求することができる。この場合において甲は損害金の支払を乙に請求することができるものとし、その損害金の額は，業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき，遅延日数に応じ，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額とする。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

７　 業務委託料は，検査合格後，乙から請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする｡

８　 甲がその責に帰すべき事由により業務委託料の支払が遅れた場合においては，乙は，

未受領金額につき，延滞日数に応じ，財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

９　　乙は，成果物に契約不適合があるときは，引渡しの日から２年以内は，甲に対して成果物の修補又は損害賠償の責を負うものとする。

１０　　甲は，乙の債務不履行，不正な行為，登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年告示第２２７号）に該当するとき又は解除の申出があったときは，契約を解除することができる。この場合において，乙は，業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，出来高部分については甲の所有とすることができるものとし，当該部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

１１　　乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは，甲はこれを業務委託料と相殺し，なお不足があるときは追徴する。

１２　 甲は前項の規定により違約金等の追徴をする場合には乙から遅延日数につき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

１３　　甲は，業務が完了するまでの間は，自己の都合により契約を解除することができる。

この場合において，契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは，乙はその損害賠償を請求することができる。

１４　　乙は，設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは，当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

１５　　この契約につき，甲乙間に紛争の生じた場合は，甲及び乙は，協議の上調停人１人を選任し，当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において，紛争の処理に要する費用については，甲乙協議して特別の定めをしたものを除き，甲乙それぞれが負担する。

１６　　この契約に定めのない事項については，必要に応じて甲乙協議して定める。